

「薬事衛生六法 2019」（2019年4月1日発行）の記述に誤りがありました。お詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます（2019年7月3日現在）

該当箇所	誤	正
p.51（第四十一条第三項） 上段 16行目	3 厚生労働大臣は、医療機器、再生医療等製品又は体外診断用医薬品の性状、品質及び性能の <u>適性</u> を図るため、（後略）	3 厚生労働大臣は、医療機器、再生医療等製品又は体外診断用医薬品の性状、品質及び性能の <u>適正</u> を図るため、（後略）
p.642（第四号） 下段左から2行目	（前略）第二条第一項に規定する <u>覚せい剤原料</u> をいう。）	（前略）第二条第一項に規定する <u>覚せい剤</u> をいう。）
p.1013（第三十条の十第三項） 上段左から14行目	3 第一項の譲受証若しくは <u>譲受証</u> 又は前項前段に（後略）	3 第一項の譲受証若しくは <u>譲渡証</u> 又は前項前段に（後略）